参考 今回調査に使用した調査票

## 高年齢者の継続雇用に関する実態調査「事業所調査票]

## ご協力のお願い

この調査は、都内の企業における定年到達後の労働者が、各事業所においてどのように雇用されているのか、各事業所では高年齢者の雇用をどのように捉えているのかを調査することにより、今後の東京都の労働施策に役立てようとするものです。

結果は、統計的数値としてまとめますので、貴企業のお名前などが出ることは一切ありません。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し 上げます。

## 【調査のお問い合わせ】

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3

東京しごとセンター9階

東京都産業労働局 労働相談情報センター 相談調査課 【担当】小黒(おぐろ)、坂本 雷 話 03 (5211) 2347

#### 〈ご記入にあたってのお願い〉

- 1 ご記入は、貴企業または貴事業所としてのお立場から、人事担当の方にお願いいたします。
- 2 この調査は、貴事業所(支社、支店)のことに関してお答えください(本社の場合は、本社のみについてお答えください)。
- 3 雇用人数などのデータは、平成24年10月1日現在のものでご記入ください。
- 4 ご記入内容はすべて統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果が公表されたり、これに基づき行政の指導が行われることは一切ありません。
- 5 ご記入は下記の要領でお願いします。
- イ あらかじめ選択肢として回答が用意されている場合には、該当する番号を○印で囲んでください。なお、これらの質問には、1 つだけ、2 つまで、全てに、といったことわり書きが付してありますので、ご回答にご注意ください。
- ロ 空欄の には、数字を記入してください。正確な数字がわからない場合には、おおよ その数字で結構ですので必ずご記入ください。

ご記入後は、同封の返信用封筒(切手不要)にて、10月12日(金)までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

### 問1 貴事業所についておたずねします。

事業所名			
所在地			
電 話			
記入者役職氏名			
主要事業内容	1 建設業 4 運輸業 7 不動産業 10 教育、学習支援業	2 製造業     3 情報通信業       5 卸売・小売業     6 金融・保険業       8 飲食店、宿泊業     9 医療、福祉       11 サービス業     12 その他 [	)
全常用労働者数 【貴事業所】	常用労働者数常用労働者のうち、	人 <b>※注1</b>   定年後の継続雇用者数   人	7.77
	常用労働者の	正社員数 非正社員数 人	
全常用労働者数 【貴社全体】	1 29 人以下 4 300~499 人	2 30~99人 3 100~299人 5 500~999人 6 1000人以上	
労働組合の有無	1 あり	2 なし	

注1 常用労働者・・・以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- (2) 臨時又は日雇労働者で、調査目前の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、取締役、理事などの役員であって常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月の 給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けてい る者、又はパートタイム労働者であっても上記(1)、(2)のいずれかに該当すれば、常用労働者とする。但し、 派遣労働者については、常用労働者に含まない。

間2 貴事業所において実施している高年齢者雇用確保措置(※注2)についておたずねします。 (該当するもの全てに○)

1 定年の引上げ 2 継続雇用制度の導入 3 定年の定めの廃止※ 4 未実施	1	定年の引上げ	2	継続雇用制度の導入	3	定年の定めの廃止※	4	未実施
--	---	--------	---	-----------	---	-----------	---	-----

- 1のみを選択した方→問15へお進みください
- 2のみを選択した方→問3へお進みください
- 3を選択した方→問17へお進みください
- 4 を選択した方→問 20 へお進みください
- 1及び2の2つを選択した方→問3へお進みください

※定年をはじめから定めていない場合は、「3 定年の定めの廃止」とご回答願います。

注2 高年齢者雇用確保措置・・・高年齢者雇用安定法では、事業主は(1)定年の引き上げ、(2)雇用継続制度の導入、(3)定年の定めの廃止、のいずれかの措置を実施しなければなりません。このうち定年の引上げ、雇用継続制度の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせて 2013 年度までに段階的に実施することとなっており、2012 年度時点の措置養終年齢は64歳、2013 年度以降65歳となっています。

ここからは、定年後の継続雇用制度を定めている(間2で選択肢2.に○をつけた)事業所の方のみお答えください

継続雇用制度を定めていない事業所の方は、間2の回答に伴い指定した問いにお進みください

間3 継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準についておたずねします。

間 3·1 継続雇用にあたり、基準はありますか。基準がある場合、該当するもの全でに○印 をつけてください。

	1 基準あり		1	2	基準なし				
1	働く意思・意欲が あること	2	出勤率	, <u>H</u>	粉態度	3	健康上支障がない こと	4	現職を継続でき ること
5	会社が提示する職 意できること	務内	容に合	6	1990/09/2004	熟練や経験による技能・技術をも っていること			一定の業績評価
8	その他(具体的な	内容	を記述し	こて	ください)		;;		

問3-2は、問3-1で「1. 基準あり」と回答された事業所の方のみお答えください

問3-2 基準を定めるにあたり、労使協定を締結していますか。(1 つだけに○)

1	労使協定を締結している	2	労使協定を締結していない	7
	NA THE DESIGNATION OF THE PARTY		The problem of the day of the contract of the	

間4 継続雇用の契約期間等についておたずねします。

間 4-1 継続雇用の期間に定めがありますか。(1 つだけに○)

		_	
1	期間の定めあり	2	期間の定めなし

- 1 を選択した方→問 4-2 へお進みください
- 2を選択した方→問5へお進みください

対象者により、期間の定めがある場合とない場合があるときは、「1. 期間の定めあり」として回答願います。

間 4·2 雑続雇用の更新条件はありますか。更新条件がある場合、該当するもの全てに○印 をつけてください。

	1 更新条件	‡あり		2	更新条件力	εL			
1	<ul><li>働く意思・意欲が</li><li>あること</li></ul>	2	出勤率	、剪	防務態度	3	健康上支障がない こと	4	現職を継続でき ること
5	会社が提示する職 意できること	務内容	容に合	6	熟練や組 っている		よる技能・技術をも	7	一定の業績評価
8	その他(具体的な	内容を	を記述し	て	ください)				

間 4-3 更新により何歳まで、あるいは何年間働くことができますか。

	歳		年間	
,——		※年齡、	年数ともに上限がある場合は、	両方についてお書きください

間 4・4 過去1年間に、更新上限年齢または更新上限期間到達前に退職した継続雇用労働者 はいましたか。該当するもの全てに○印をつけてください。該当者がいた場合、該 当する理由の欄に該当者の人数をご記入ください。

1 労働者が更新条件を満たさなかった	人	人	人
		15.25	1
2 会社の経営状況が悪化した	人	人	人
3 労働者からの申出によるもの	- X	人	人
4 その他(具体的な理由を下の欄に)	人	大	人
<u> </u>			

問5 過去3年間に、定年に到達した方はいましたか。該当者がいた場合、その後継続雇用されたかどうか、該当する区分の欄に、該当者の人数をご記入ください。

1	定年到達者がいた	2	定年到達者はいなかった	
	<b>↓</b>			
定	年到達者数 計		, A	
	うち、継続雇用者数		Α.	
	うち、退職者数			
	1			
	うち、継続雇用を希望	したが	採用されなかった人数	
	うち、継続雇用を希望	しなか	った人数	人

1	こからは、	過去3年間に定	ど年に到達し、	その後継続雇用をした労働者がいる	(1
5	で選択肢 1	(に)をつけた)	事業所の方の	みお答えください	

上記に該当する労働者がいない事業所の方は、問15にお進みください

間 6 継続雇用した労働者の雇用契約期間についておたずねします。(労働者により期間が異なる場合は、最も多いケースについて回答願います。)(1 つだけに○)

Ī	1	1年	2	5年	3	その他(	年)、(	月)
- 1					-	- 1		

※その他の場合、その期間(年数または月数)を数字で記入願います。 ※1 年契約を更新する場合には、1 年に〇をおつけください。

参考: 有期雇用の場合は、原則として最長3年の雇用期間となりますが、演 60歳以上の労働者との間に締結される労働契約の場合、最長5年の雇用契約が締結できます。(労働基準法第14条)

問7 継続雇用後の所属企業についておたずねします(労働者により所属が異なる場合、該当するもの全てに○印をつけてください。)

1	同一企業	2	子会社	3	関連会社	
4	その他 (具体的な内	容を記述して	ください)		,	

間 8 継続雇用後の職種についておたずねします。(労働者により内容が異なる場合は、最も 多いケースについて回答願います)(1つだけに○)

1	定年時と同一職種を継続	2	定年時とは異なる職種	
3	上記のどちらとも言えない	4	その他	

間9 継続雇用後の勤務時間等についておたずねします

問 9·1 継続雇用後の勤務日数と勤務時間について、労働者が選択できますか。(その他を 選択した事業所の方は具体的な内容についてご記入願います。)(1つだけに○)

1	制度は1つしかない
2	複数の制度から労働者が選択できる
3	複数の制度があるが、会社が決める
4	その他(具体的な内容を記述してください)

問 9·2 継続雇用後の週所定労働時間についておたずねします。(労働者により内容が異なる場合は、最も多いケースについて回答願います。)

※端数については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げて回答願います。
時間

問 10 継続雇用時に継続雇用前の年次有給休暇を繰り越すことができますか。 (1つだけに○)

1	繰り越すことができる	2	一部、繰り越すことができる
3	繰り越すことはできない		

問 11 継続雇用中に年次有給休暇を付与する際、勤続期間はどのように扱われますか。 (1 つだけに○)

1	継続雇用前の勤続期間を含める その他(具体的な内容を記述して《	2 継続雇用前の勤続期間を含め		
3	その他(具体的な内容を記述してくた	(さい)		

問12 継続雇用者が取得できる休暇についてお答え願います。(該当するもの全てに○印をおっけください。)

_		_		_		_	
1	夏季休暇	2	慶弔休暇	3	介護休暇	4	その他

参考:期間雇用者(有期契約者)であっても、①同一事業主の雇用期間が1年以上の場合で、かつ②介護体 業開始予定日から93日を超えても引き続き雇用されると見込まれる場合は、介護体暇の対象となります。

間13 継続雇用者の賃金水準についておたずねします。

問 13·1 所定時間内賃金(注 3) について、定年時を 10 割とした場合の比率をお答えください。(1 つだけに○)

1	5割未満	2	5~6割未満	3	6~7割未満	4	7~8 割未満
5	8~9割未満	6	9~10 割未満	7	10 割		

注3 所定時間内賃金・・・月例給与(基本給+諸手当)のうち、所定外賃金を除くものを指す。

間 13-2 2012 年の夏季一時金について、正社員及び継続雇用者の支給月数について各々お答えください。

				-		-
2012 年	夏季一時金	正社員	月	継続雇用者		月
		-		-	•	4
		※記入例:	2.3月、2.0	月		

問 14 継続雇用の開始にあたり実施していること、今後の実施予定についておたずねします。 設問 (ア)(イ)(ウ)について「実施している」、「実施したい」、「実施予定なし」の うちからそれぞれ該当するもの1つだけに○をおつけください。

	実施 している	実施したい	実施
(ア) 定年後の働き方を含めた生活全般に関するセミナー	1	2	3
(イ) 定年後の雇用を円滑に進めるための研修制度	1	2	3
(ウ) 特別健康診断	1	2	3

ここからは、間 2 において、「1.定年の引上げ」を選択した事業所の方のみお答えください

 間 15 定年の引上げの時期及び引上げ前後の定年年齢についておたずねします。(直近の引上げ時期についてご回答願います)

 【引上げ時期】 年 (西暦でお答えください 例 2012年)

 【定年の年齢】 (引上げ前) 歳 (引上げ後) 歳

 間 16 今後の定年引上げ予定についておたずねします。引上げ予定のある事業所の方はその時期についてもお答えください。

 「引上げ予定あり 2 引上げ予定なし

 【引上げ予定時期】 年 (西暦でお答えください 例 2012年)

 【引上げ予定時期】 年 (西暦でお答えください 例 2012年)

間16の次は、間20からお答えください。

ここからは、間 2 において、「3.定年の定めの廃止」を選択した事業所の方のみお答えください

間17 定年制を廃止した時期についておたずねします。(1つだけに○)

1	2006年3月31日以前	2	2006年4月1日以後	
3	はじめから定年はない			

間 18 定年制の廃止により、どのような影響がありましたか。良かった点、悪かった点について、それぞれ具体的な内容をご記述ください。

良かった点	
悪かった点	

問 19 定年制の廃止に伴い、退職や解雇などの契約終了に関する新しいルールを作成しましたか。

	1	作成した	2	特に作成していない		
		$\neg$				
成し	たル	ールの具体的な	内容を記	述してください		

間 20 高年齢者を雇用する利点はなんだと思いますか。主なもの 3 つまでに○印をおつけく ださい。

1	高い技能・技術を活用できる
2	豊富な経験・人脈を活用できる
3	勤務態度や仕事ぶりがまじめである
4	比較的安い賃金で雇用できる
5	会社への忠誠心が高く組織的な行動が期待できる
6	技術・知識・ノウハウが継承できる
7	職場の若年者等にプラスの影響を与えてくれる
8	その他(具体的な内容を記述してください)

間 21 高年齢者を雇用することによる課題はなんだと思いますか。主なもの 3 つまでに○を おつけください。

1	柔軟な思考・態度が期待できない
2	継続雇用後の処遇の決定が難しい
3	管理職社員の扱いが難しい
4	高年齢社員を活用するノウハウの蓄積がない
5	人件費負担が増す
6	若年者の採用を抑制せざるを得ない
7	能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い
8	その他(具体的な内容を記述してください)

問 22 65歳より先の雇用確保措置の実施・検討についておたずねします。実施または検討している事業所の方はその内容についてもお答えください。(1つだけに○)

1 すでに実施し	5 2	実施はしていないが検討 している	3	実施も検討もしていない
----------	-----	---------------------	---	-------------

実施または検討している内容について該当するものにすべて○をおつけください

1	継続雇用制度の上限年齢の引上げ	2	継続雇用制度の上限年齢の廃止
3	定年年齢の引上げ	4	定年廃止
5	その他(具体的な内容を記述してください	1)	

問 23 高年齢者雇用安定法の改正が平成 24 年 8 月 29 日に成立し、平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。この改正により、継続雇用制度の対象となる高年齢者を、事業主が労使協定により限定できる仕組みは、12 年間の経過措置を経て廃止されることとなりました。このことに伴い、今後事業主は、原則として 65 歳までの希望するすべての人の継続雇用を義務付けられることとなりますが、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等に関する例外的取扱いを指針で定めることとなっています。

このことを含め、高年齢者雇用全般について、ご意見がありましたらご記入ください (欄が足りない場合は、お手数ですが別の用紙にご記入し、ご提出ください)。

	_

## 10月に予定している「従業員個人に対する調査」へのご協力のお願い

この調査では、あわせて個々の従業員の方を対象としたアンケートを予定しています。従業員の方々の高年齢者の継続雇用に関する意識などについてお聞きするものです。

つきましては、貴事業所で現在雇用されている従業員の方 (6名程度) へのアンケート配布について、ご協力いただけるかどうかお伺いしたいと存じます。

調査結果は、統計的数値としてまとめますので、貴企業のお名前などが出ることは一切ありません。ぜひご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1	協力してもよい	2 協力できない

最後に高年齢者の継続雇用に関する実態調査の結果報告書(概要版)の送付(無料)について、 下記のいずれかにご回答ください。

1 希望する

2 希望しない

お忙しい中、アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございました。

ご記入内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒(切手不要)にて [10 **月 12 日 (火)**]までに ご投函くださいますようお願い申し上げます。

東京都労働相談情報センターでは、労働問題に関する労使双方からのご相談をお受けしております。各種労働関連資料の提供も行っておりますので、どうぞご利用ください。

## 【労働相談情報センターホームページ】

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/

配 100 立能バルブ変金版100X再生能を使 Percentage of Waste Patter abs 100 石油系溶剤を含まないインキを 使用しています

## 高年齢者の継続雇用に関する実態調査[従業員調査票]

#### ご協力のお願い

この調査は、都内の企業における定年到達後の労働者が、各事業所においてどのように雇用されているのか、また、継続雇用者を含むすべての労働者が高年齢者の雇用をどのように捉えているのかを調査することにより、今後の東京都の労働施策に役立てようとするものです。

結果は、統計的数値としてまとめますので、企業や個人のお名前などが出ることは一切ありません。

なお、本調査における継続雇用者とは、定年に到達するまで正社員として勤続し、定年以降 も定年到達時の企業またはその企業と密接な関係にある企業で雇用され続けている労働者と 定義します。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

## 【調査のお問い合わせ】

東京都産業労働局 労働相談情報センター 相談調査課 (担当) 小黒 (おぐろ)、坂本 電 話 03 (5211) 2347

#### (ご記入にあたってのお願い)

- 1 ご回答は、従業員個人としてのお立場からお願いいたします。
- 2 ご記入は、平成 24年 11月 1日現在のものでお願いいたします。
- 3 ご記入内容はすべて統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果が公表されることは 一切ありません。また、ご回答の内容があなたの上司や同僚などに知られる恐れはまったくあ りません。
- 4 ご記入は次の要領で直接この調査票にお願いします。
- イ あらかじめ選択肢として回答が用意されている場合には、該当する番号を○印で囲んでくだ さい。なお、これらの質問には、1つだけ、2つまで、全てに、といったことわり書きが付し てある質問もありますので、ご回答にご注意ください。
- ロ 空欄の には、数字を記入してください。正確な数字がわからない場合には、おおよ その数字で結構ですので必ずご記入ください。
- ハ 「その他」に○印をおつけになった場合は、[ ] 内にできるだけ具体的にご記入ください。

ご記入後は、東京都で用意した返信用封筒(切手不要。事業主の方にこの調査票と一緒にお渡ししてあります。)にて、11月16日(金)までに直接ご投函くださいますようお願い申し上げます。

#### 間1 あなたご自身のことについておたずねします。

(1) 性別	1	男性		2	女性			
(2) 年齢		歳 (平成2	24年1	1月1日現在	生の年齢を	数:	字で記入願います	-)
(3) 調査上の分類	1	45 歳未満 2	45 前	战以上定年末	· 持満	3	定年後の継続届	佣
(4) 家計中心者	1	あなた自身 2	配偶者	š 8	子ども		4 親	
	5	兄弟姉妹 6	あなた	に自身と家族	疾の双方			
(5) 配偶者の有無	1	配偶者あり		2 配偶者	なし			
(6) 勤務先の主要	1	建設業	2	製造業		3	情報通信業	
事業内容	4	運輸業	5	卸売・小売	<b>兰菜</b>	6	金融・保険業	
	7	不動産業	8	飲食店、宿	沿海棠	9	医療、福祉	
	10	教育、学習支援業	11	サービス業	4	12	その他[	_1
(7) 労働組合	1	有り (加入)	2	有り(非加	1人)	3	無し	

# 問2 高年齢者の雇用継続についておたずねします。(以下の説明をお読みの上、お答えください)

定年と高年齢者雇用確保措置について・・・高年齢者雇用安定法では、定年を定める場合、60歳を下回ることができないと定められています。また、高年齢者雇用確保措置として、2006年4月から、(1)定年の引き上げ、(2)雇用継続制度の導入、(3)定年の定めの廃止、のいずれかの措置の実施が事業主に義務付けられています。このうち定年の引上げ、雇用継続制度の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせて2013年度までに段階的に実施することとなっており、2012年度時点の措置業務年齢は64歳、2013年度以降65歳となっています。

#### 間2·1 上記の「高年齢者雇用確保措置」について知っていましたか。(1つだけに○)

内容もよく知って	だいたい知ってい	あまり知らなかっ	知らなかった
いた	た	た	

間 2·2 労使協定で定める基準により継続雇用者を限定できる仕組みの廃止について、どの ように思いますか。(以下の説明をお読みの上、お答えください) (1つだけに○)

継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止・・・高年齢者雇用安定法の改正が平成 24 年 8 月 29 日に成立 し、平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。この改正により、睫続雇用制度の対象となる高年齢者を、事業主 が労使協定で定める基準により限定できる仕組みは、12 年間の経過措置を経て廃止されることとなりました。 このことに伴い、今後事業主は、原則として 65 歳までの希望するすべての人の継続雇用を義務付けられるこ ととなりました。

 1 賛成
 2 反対
 3 どちらとも言えない

問 2·3 心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等に関して、継続雇用の義務付けの例外 とする取扱いを指針で定めることとなっていますが、このことについてどのように 思いますか。(1つだけに○)

1 賛成 2 反対 3 どちらとも言えない

間 2-4 間 2-3 の選択肢を選んだ理由についてご記入ください。

問3 高年齢者の雇用確保策の拡充は、代わりに若年者の採用を絞るなど、若年者の雇用に悪 影響を与えることになるとの意見もありますが、こうした考え方についてどう思います か。(1つだけに○)

1 そう思う 2 そうは思わない 3 どちらとも言えない

間4 いつまで働きたいと思いますか。(現在お勤めの会社に限りません)(1つだけに○)

 1
 定年前に辞めたい
 2
 定年まで働きたい
 3
 年金受給開始まで
 4
 身体の許す限り働きたい

問 5 今、働いていて、あなたが感じていることについておたずねします。それぞれの項目に ついて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	項目	そう思う	と と ちらかと と ちらかと	そう思わない とちらかと	そう思わない
1	賃金が上がらないかもしれない	1	2	3	4
2	賃金が引き下げられるかもしれない	1	2	3	4
3	将来必要となるお金の準備が出来るか不安	1	2	3	4
4	自分に向かない仕事(職場)に配属されるかもしれない	1	2	3	4
5	会社から不用と判断され、失業するかもしれない	1	2	3	4
6	会社が側産し、失業するかもしれない	1	2	3	4
7	忙しくて、仕事に必要なスキルアップが出来ない	1	2	3	4
8	新しい知識・技能の習得に難しさを感じている	1	2	3	4
9	仕事が原因で心の病になるかもしれない	1	2	3	4
10	仕事が原因で身体を壊すかもしれない	1	2	3	4
11	職場の人間関係が悪く、心が安らかでない	1	2	3	4
12	職場でいじめ・いやがらせに遭うかもしれない	1	2	3	4
13	体力的に続けられるか不安	1	2	3	4

45歳未満の方は 問6へお進みください 45歳以上定年未満の方は 問6へお進みください 定年後の継続雇用の方は 問8へお進みください

	項目	そう思う	どちらかといえ	ばそう思わない	そう思わない
1	高い技能・技術を持っている	1	2	3	4
2	豊富な経験・人脈を持っている	1	2	3	4
3	技術・知識・ノウハウを次世代に継承している	1	2	3	4
4	年齢を感じさせず、精力的に働いている	1	2	3	4
5	職場の融和に役立っている	1	2	3	4
6	柔軟な思考・態度が期待できない	1	2	3	4
7	迅速な判断が期待できない	1	2	3	4
8	体力面での衰えを感じる	1	2	3	4
9	新しい知識・技能の取得をしない	1	2	3	4

45歳未満の方は、問16へお進みください 45歳以上定年未満の方は、問7へお進みください

## 問7 「45歳以上定年未満」の方のみお答えください

問7 定年後の継続雇用や高年齢従業員向けの取り組みについて、あなたが今お勤めの企業に 対しどのような要望をお持ちですか。それぞれの項目について、あてはまるもの1つに ○印をおつけください。

	項目	でいる とても望ん	望んでいる	でいない	全く望んで
1	希望者全員を例外なく継続雇用すること	1	2	3	4
2	例外的に継続雇用しない場合を定め、希望者から継 続雇用者を決定すること	1	2	3	4
3	子会社・グループ企業ではなく、現在勤めている企 業において継続雇用すること	1	2	3	4
4	これまでに培った技能・技術・ノウハウが活かせる ように、継続雇用者の配置に配慮すること	1	2	3	4
5	継続雇用者の賃金水準を向上すること	1	2	3	4
6	担当する仕事の内容や、仕事での実績に見合う形で、 継続雇用者の処遇に差をつけること	1	2	3	4
7	継続雇用者に短時間勤務やフレックスタイム、在宅 勤務など、多様な勤務形態を認めること	1	2	3	4
8	退職準備プログラム・生涯設計セミナーなどを充実 すること	1	2	3	4
9	転職や独立開業の支援を充実すること	1	2	3	4

45歳以上定年未満の方は、問16へお進みください

間8から間15までは、「定年後の継続雇用」の方のみお答えください

問8 定年後に継続雇用で働こうと思った理由についておたずねします。**主なもの3つまで**に ○印をおつけください。

1	生計の維持のため	2	仕事を通じて自分を成長 させたい	3	社会とのつながりがほしい
4	自分の自由になるお金が ほしい	5	能力や技術・資格を活かし たい	6	将来に備え蓄えたい
7	培ったノウハウを次代に 継承したい	8	健康の維持のため	9	時間に余裕がある
10	会社から頼まれたから	11	その他(具体的な理由を記	述し	てください)

問9 継続雇用制度により何歳まで、あるいは何年間働くことができることになっていますか。

藏	年間
	※年齢、年数ともに上限がある場合は、両方についてお書きください

問10 希望した場合、あなたは65歳まで継続雇用されると思いますか。(1つだけに○)

1 必ず継続されると思 う	2 おそらく継続される と思う	3 継続されないかもし れない	4 継続されないと思う
------------------	--------------------	-----------------------	-------------

問 11 継続雇用後の職種についておたずねします。(1つだけに○)

1 定年時と同一職種を継続	2 定年時とは異なる職種
3 上記のどちらとも言えない	4 その他

## 間 12 維続雇用後に取得できる休暇についてお答え願います。(該当するものすべてに○印を おつけください。)

		The same of the sa	Control of the Contro		
Н	1	夏季休暇	2 慶弔休暇	3 介護休暇	4 その他
1	*	The state of the s	A TOTAL	O PERSONAL PROPERTY.	THE STATE OF THE S

参考: 育児・介護休業法の改正により、平成 22 年 6 月 30 日から、要介護状態の対象家族が 1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日、介護休暇を取得できることになりました。なお、常時 100 人以下の労働者 を雇用する事業主については、適用が 2 年間猶予されていましたが、平成 24 年 7 月 1 日から全面施行されています。

問13 現在の働き方への満足度についておたずねします。

間13-1 現在の働き方に満足していますか。(1つだけに○)

1 大変満足	2 満足	3 どちらかと いえば満足	4 どちらかと いえば不満	5 不満	6 大変不満
--------	------	---------------------	------------------	------	--------

## 問 13·2 働く上で満足な点、あるいは不満な点についておたずねします。それぞれの項目 について、該当する箇所に○印をおつけください。

	項目	大変満足	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	大変不満
1	賃金	1	2	3	4	5	6
2	労働時間	1	2	3	4	5	6
3	休日・休暇	1	2	3	4	5	6
4	仕事の質	1	2	3	4	5	6
5	仕事の量	1	2	3	4	5	6
6	福利厚生	1	2	3	4	5	6
7	責任・権限	1	2	3	4	5	6
8	人間関係	1	2	3	4	5	6

強く感じる	2 多少感	じる 3 あまり感し	じない 4 全	く感じない	5 該当しない
(具体的力	→	己述してください)			
(具体的右	は内谷について記	d迹してください)			

問 15 継続雇用後について、どのようにしたいと考えていますか。**主なもの3つまで**に○印 をおつけください。

1	できるだけ仕事を続けたい
2	趣味で自分の好きなことをしていく
3	地域社会とのかかわりを持ちたい
4	家族との関係を中心にしたい
5	ボランティア活動に励みたい
6	特にはっきりと考えていない
7	その他(具体的な内容を記入してください)

m + a	and the BA dec as Ash Ash and DD La	
116	高年齢者の継続雇用について	、あなたの感じていることを自由にご記入ください

お忙しい中、アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございました。 ご記入内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒(切手不要)にて 11 月 16 日 (金)までに ご投函くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果は、9月に行われた事業所調査の結果とあわせて、平成25年3月に調査結果報告書を作成します。当該調査結果報告書は、都内各労働相談情報センターにて閲覧可能なほか、東京都労働相談情報センターホームページでも概要をご覧いただけます(下記URL参照)。

また、労働相談情報センターでは、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談 に応じています。あわせてご利用ください。

## 【東京都労働相談情報センターホームページ】

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/

東京都ろうどう110番 検索



